

政府規制等と競争政策に関する研究会議事概要

平成18年4月12日
公正取引委員会

- 1 日時 平成18年4月7日(金)10:00~12:00
- 2 場所 公正取引委員会官房第一会議室
- 3 議題 郵政民営化法施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について
- 4 議事概要

事務局から資料に基づき説明を行った後、会員間で自由討議が行われた。
その概要は以下のとおりである。

(1) リザーブドエリア^(注1)について

一般信書便事業において、日本には、法的にはリザーブドエリアはないが、実質的にみると、ユニバーサルサービスの提供を新規参入要件としていることが、参入障壁となっている。したがって、法的にリザーブドエリアが担保されているのであれば、撤廃という議論が出てくるが、一般信書便事業についての検討では、当該参入障壁をどこまで下げるべきかという議論になるのではないかと。

リザーブドエリアの撤廃が望ましく、次善策としてネットワークの開放が望ましいとされているが、電気通信事業でも、リザーブドエリアがなくても接続規制があるように、撤廃されてもドミナントである日本郵政公社に対して、ネットワークの開放を求めることが必要であり、接続について独占禁止法上の規制が必要ではないかと。

公正取引委員会は、リザーブドエリアは本来あってはならないと主張すべきではないかと。

(注1) リザーブドエリアとは、本来、法的に独占が認められた分野を指すが、本会合では、新規参入条件が厳しいことから参入がないために1社独占となっている状況を含めている。

(2) ユニバーサルサービスについて

ユニバーサルサービス義務は、日本郵政公社にも新規参入者にも課さず、最も安価でユニバーサルサービスの事業を展開できる事業者を入札等で決め、当該事業者に補助金を投入すればいいのではないかと。

ユニバーサルサービス維持のために、税金を使うことに異議を唱える人もいるのではないかと。

一般信書便事業を誰も行わなくなった時に、だれかにさせなくてはならないので、ラストリゾートとして、ユニバーサルサービス義務を日本郵政公社に課すべきではないかと。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 電話 03-3581-5483(直通) ホームページ http://www.jftc.go.jp

手を挙げる者がいないときは、だれかが手を挙げるまで補助金の額を上げればよいだけではないか。

ユニバーサルサービス維持のために、基金にするか、補助金にするかは、だれに負担を掛けるかの違いであり、競争政策の問題ではないのではないか。

(3) 制度設計について

信書、非信書は現在でも不明確であり、消費者の判断で、最も信用のおける事業者を選択可能となるような制度設計をすべきではないか。

実現可能性の観点からは、ネットワークの開放を主に主張した方がよいのではないか。その際、ネットワークの接続料金については、透明性が担保されなければならない。

(4) 独占禁止法上の問題点の検討

非リザーブドエリアについて、スタンドアローンコスト^(注2)方式を用いて原価を算定することは、リザーブドエリアの開放のインセンティブとなるが、リザーブドエリアを有する郵便以外の市場への影響も考慮する必要があるのではないか。

スタンドアローンコスト方式で原価を算定すると、日本郵政公社の競争分野の価格が上がることとなり、現在の価格を維持すると、不当廉売となってしまうのではないか。

(注2) スタンドアローンコストとは、ある事業者が、異なる2以上の事業を行う場合、特定の事業を単独で行う際に要する費用のことをいう。

(5) 公的特権について

転居情報については、個人情報保護法に反しないように運用すれば、日本郵政公社と民間事業者が共有できる仕組みを作るとは可能である。

道路交通法上の特権については、民間事業者にとっても大きな問題であるため、民間事業者にも特権を認めてはどうか。

5 今後の予定について

次回は4月21日(金)に、電力市場における競争状況と今後の課題を議題として開催予定。

(文責 公正取引委員会事務総局 速報版につき事後修正の可能性あり)

政府規制等と競争政策に関する研究会会員

座長 岩田 規久男 学習院大学経済学部教授

井手 秀樹 慶応義塾大学商学部教授

岸井 大太郎 法政大学法学部教授

清野 一治 早稲田大学政治経済学部教授

下村 研一 神戸大学大学院経済経営研究所助教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所助教授

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科長

吉野 源太郎 日本経済研究センター客員研究員

(役職は平成 1 8 年 4 月 7 日現在)